

第6章 法人資本主義論

—ハイエク

江頭 進

1. はじめに

資本主義経済は市場経済の一形態である。資本主義経済では、市場取引の基礎である私有財産制の特徴が明確に表れる。ハイエクは自由市場の擁護者として知られるが、彼が資本主義経済の構造に言及している例は少ない。言い換えれば、ハイエクは、資本理論や自由市場の分析を行っているが、資本主義の理論は残さなかった。特に、ハイエクが法人資本主義に語った著作はきわめて少ない。それでは、ハイエクはその数少ない法人資本主義論のなかで何を語ったのだろうか。本章では、「民主社会における株式会社」をはじめとするハイエクのいくつかの資本主義論を取り上げる。ここでは、ハイエク思想の意外な側面を垣間みることができる。

19-20世紀の経済学者は、法人資本主義に関する態度の違いから、2つのグループに分類することができる。1つは、ヴェブレンやケインズ、ヒルファディング、ガルブレイス等のように、自らの議論のなかで正面から法人資本主義論を扱ったグループである¹⁾。

もう1つは、ハイエクやフリードマン、そして新古典派のように、自分たちの議論のなかで法人資本主義論と市場論を特に区別していないグループである。第1のグループの経済学者は、一般的に自由市場システムに批判的であり、第2のグループは、その強力な支持者である傾向がある。

しかし、このことはハイエクが法人資本主義の特徴を認識していなかったということの意味しない。ハイエクは、所有と経営の分離によって基礎づけられる法人資本主義の特徴と問題点に明らかに気づいていた。にもかかわらず、ハイエクが法人資本主義論を発展させなかった理由は、第1に、彼自身

は法人資本主義の問題点に気づいていたが、それを不変のものとは考えなかったこと、第2に、政治的あるいは方法論的個人主義の観点からは、法人資本主義社会のなかで生じる問題や解決策を論じにくいことがあげられる。ハイエクの法人資本主義の問題点にたいする解答は、法人の法人による支配を排除することにあつた。なぜなら、それは自由市場経済の基礎である個々の主体の自由な経済計画を阻害することにつながりかねないからだ。

生涯を通じて、自由な経済活動にたいする政府干渉の危険性を指摘し続けたハイエクだが、市場活動にたいする規制をまったく考えていなかったわけではなかった。独占禁止法に関してはかなりの程度その役割を認めていたし、金融市場に関わる問題においては、貨幣供給の恣意的な増加（政府のみならず民間銀行の信用創造も含む）にたいする規制に腐心していた。貨幣に関しては、晩年になると、『貨幣発行自由化論』（Hayek [1976]）のように貨幣供給に関しても政府の役割を否定するようになるが、それとて民間銀行による無制限な信用創造の抑制の手段として考えることも可能である。

本章では、一般には無視されているハイエクの市場規制論を考えることにより、彼の法人資本主義観を考察する。第2節では、ハイエクが資本主義社会の問題点について論じた論文を取り上げる。これにより、ハイエクが資本主義社会の重要な問題を認識していたにもかかわらず、それを本格的に発展させなかった理由を考える。

第3節では、ハイエクの個人主義の概念に焦点を当てる。ハイエクの個人主義論のなかには、彼が資本主義論を広く展開しなかった理由を示唆する2つの矛盾した概念が存在する。

第4節では、高度情報化社会における実際のケースを議論することにより、現代資本主義分析の道具としてのハイエクの採用していた方法論的個人主義の限界を論じる。ハイエクは、市場内部に生じる問題にたいして市場の中で自律的に生じるルールによる解決を信じたが、むしろハイエクが指摘した個人と市場の特性ゆえに問題が解消されないことを示す。

2. ハイエクの法人資本主義論

ハイエクは「資本主義」という用語をあまり使用していないが、それは彼が資本主義の典型的問題に言及していないということを意味しない。実際、ハイエクは資本主義の特徴的な問題をいくつかの論文で論じている。本節では、ほぼ同時期に執筆されたと思われる「民主社会における株式会社」(Hayek [1960a])と「「依存効果」の無内容」(Hayek [1961])および彼の貨幣制度論に焦点を当てよう。

2.1 「民主社会における株式会社」

「民主社会における株式会社」のなかで、ハイエクは企業が自身の利益のみならず公的な福祉に貢献しようとする風潮があることを批判している。通常ならば歓迎されるべき企業のメセナ活動なども企業会計上は費用の増加であり、株主からみれば自らの利益に反する行動である。ハイエクは、このような企業の「善意」による活動が市場での経済主体の本来の行動にはずれており長期的には望ましくないものとなると指摘している。所有と経営が分離した法人企業において、経営者は株主に雇用されたエージェントにすぎない。経営者の役割は株主の利益を最大化することにあるが、個人経営の企業と比べて、株式会社では所有者と経営者の目的と行動のあいだには断絶が生じる場合がありうる。経営者の独断的なメセナ活動が株主の利益に貢献しないケースはこの1例である²⁾。

他方、株主が機関投資家のようにある企業の大部分の株を所有している場合にもハイエクは同様な事態が起こり得ると指摘する。株主総会において、十分な影響力をもちうる株主は、自らの利益の最大化を目的とするが、彼らの利益最大化の方法がその企業の利益を最大化する方法と必ずしも一致しない。例えば、機関投資家は、自らの利益を最大化するために投資対象の企業に深刻な影響を与えるような方法で、株主総会においては投票権を行使するような場合もありうる。その結果、経営者は、自らの企業の利益と株主の利

益の板挟みとなり、企業利益の最大化に専心できなくなると、ハイエクは指摘している。

この指摘自体も興味深いが、ハイエクがこの問題の解決のために提案した方法はさらに注目に値する。彼は、その解決法として大口の株主から株主総会での投票権を剥奪することを求めているのである。

私が見出したかぎりにおいて、これ [企業が他の企業の株式を所有すること] が、すべてのその適用に関して十分な認識に基づいて、熟慮して決められたことはなかった。しかし、このことは、もし法人格が株式会社に与えられるとすれば、自然人が所有しているすべての権限がそれに与えられることが自然であるという考え方の帰結として生じてきたものであった。私には、ある企業がなぜ純粹に投資として他の企業の株式を所有することが認められるべきではないのか、という理由は存在しないように思われる。しかし、また私には、そのような株式が他の企業によって所有されるかぎり、投票権を与えることをやめるべきであるように思われる。技術的にはこれはおそらく、投票権無し株式 (non-voting shares) として株式の一部を恒久的に除外してしまい、そのような株式のみ他の企業によって所有することを認めることによってのみ効率的に実施することができるだろう (Hayek [1960a], pp. 308-309. [] 内は引用者)。

ハイエクが、このような提案を行うのは法人株主という文脈のみにかぎられている。しかし、この法人株主 (あるいは機関投資家) の議決権の停止という主張には、彼の資本主義理解に関する鍵が隠されているように思われる。第1に、ハイエクは現代資本主義社会の1つの特徴であるコングロマリットやコンツェルンのような垂直統合的な企業間コントロールを認めていないことを意味する。加えていえば、ハイエク的な視点からは銀行による系列企業支配などは認められないことになる。

第2に、法人株主が議決権をもっておらず、少数の株主が企業のコント

ロールができないとすれば、経営者は自らの企業の利益の最大化に専心できることになるだろう。逆に、株主の意向がその企業の利益最大化以外にあるとすれば、経営者はそれに沿わなければならないだろう。経営者の責任はこの仕事に限定されることになり、株主に十分かつ適切な配当を与えられなかったときのみ経営者は批判されることになる。現代経済（特に日本経済）において、企業の責任が誰に帰せられるかが曖昧であるという指摘がさまざまな場合においてなされているが（奥村 [1998]）、これにたいするハイエクの答えは簡単である。経営者は企業経営に関するすべての責任をもつが、逆にいうと、経営者は自分の企業にたいして損失を与えたときのみ責任をとらなければならない。

法人株主の議決権の制限というハイエクの提案は、現代法人資本主義が抱える問題の1つの答えであろう。そしてこのことはハイエクが、現代資本主義の本質的な問題を認識していたことを物語っている。後にも繰り返すが、ハイエクは市場において、価格に決定的な影響力を与えるほどの力をもった経済主体の存在を忌避する。それは価格が、市場における最大の情報媒体であり人々の経済計算の基礎だからである。強力な経済主体が、市場価格に影響を与え、他の人々の行動に影響を与えることを批判するからこそ、ハイエクは独占禁止法自体には反対しない。もちろん単純な指標に基づいた過剰な介入は否定し、構築される法は特定の団体や組織の利益のためのものではないが³⁾（Hayek [1976]）。株主総会における大口投資家の行動は、他の小口の投資家の利益を無視できるほど強力である。この場合、価格を媒介とした影響ではないが、他の株主の経済計算に直接的な影響を与えてしまうという点にハイエクはその危険性をみたのである。

2.2 「「依存効果」の無内容」

この論文は、ガルブレイスの『豊かな社会』（Galbraith [1958]）を批判するために書かれたものである。ハイエクは、この書を社会主義の「古い主張の新しいかたち」と評している。よく知られるように、ガルブレイスは、人々の欲望が企業の宣伝・広告などによって創り出されていくことを「依存

効果」と名づけた。これにたいするハイエクの批判はシンプルなものである。諸個人の選好は、彼らがおかれている環境からさまざまな影響を受ける。企業の宣伝・広告によるものもまたそのなかの1つにすぎないだろう。したがって、企業から与えるものだけが批判される理由はない。加えて、その個人以外に、彼あるいは彼女自身に必要なもの、欲しいものを決めることはできない。このような個人に基づいた社会が「豊かである」というのであれば、企業に不必要な消費を助長されているということとはできないではないか。もし、企業が個人の消費を促すことに成功しているとしても、それは適切な企業努力と呼ぶべきだろう。

ハイエクのガルブレイス批判は、ガルブレイスの議論の背景にあるヴェブレンのような旧制度派にたいする批判にもなっているように見える。

しかし、ある支出が、近所の人に見栄を張りたいという欲求によってのみ実際に決定されているというのであれば、それが実際に証明しているものを手短かに問うておく価値はあるだろう。少なくともヨーロッパにおいて、上品さの外見を取り繕うための食べ物や世間体を気にしたドレスや生活スタイルでさえ否定してきたような人に昔から慣れ親しんでいる。われわれはこれを誤った努力だと見なすだろうが、しかし万が一にも、このことがそのような人々の所得がそれを賢明に使う方法を知っていた人々よりも大きいことを証明することはないだろう。おそらくある人々にたいして多くの他の欲求よりも重要であるように思われる成功や富に関する体面は、彼らが前者のために犠牲にした欲求が重要ではないということだけをけっして意味しない (Hayek [1961], p. 516)。

しかし逆に考えれば、この批判はハイエクがヴェブレンの制度主義と類似の議論の基礎をもっていたということを示唆している⁴⁾。もちろん、このような制度を資本主義社会の問題の根源としてみなすか、自由市場の正常な活動としてみなすかという違いはあるが、両者とも諸個人の活動原理の形成が、彼らのおかれた環境に大きく依存していることを指摘しているという点

では同じである。ハイエクの制度にたいする考え方は、この意味で「一般的な人々のあいだに定着した共通の思考の習慣」(Veblen [1919], p.239) というヴェブレンの定義とは対立しないといえる。

ヴェブレン的な制度主義との対比が重要であるのは、ハイエクが「有閑階級」のような一元的な情報発信源の存在を認めないとしても、資本主義社会に生きる個々の主体の行動原理が他者から独立ではないと指摘した点にある。これは、人の情報処理能力の観点から熟考されなければならない。ハイエクを初めとする多くの社会学者が指摘しているように、人のもつ情報処理能力はきわめて限られたものである。そこで人々はその不足を他者を模倣したり慣習や習慣にしたがうことで補うことになる。言い換えれば、模倣行動は人が生活を送るために必要不可欠の能力であり、それが社会の基本構造の形成の一翼を担っているとしても何ら不思議なことではない。ハイエクの視点から考えれば、制度学派の提出した社会構造の概念のいくつかはまったく正鵠を射たものであるが、それがわれわれの社会を成立させている基礎を構成しているかぎり、それ自体は批判の対象となるようなものではないのである。

2.3 貨幣発行に関する諸議論の再考察

ハイエクがその初期から晩年に至るまで一貫して関心をもち続けたテーマが貨幣であった。刊行された論文としては最も古い「金本位制諸国の安定化問題」(Hayek [1924]) から、最晩年の「貨幣の市場標準」(Hayek [1986]) まで、ハイエクが論じ続けたのはつねに貨幣の問題であり、その背後には政府が利子率や貨幣供給量を恣意的にコントロールできない制度を構築するという意図が込められていたことはよく知られている。

だが、この議論を少し角度を変えてみると、ハイエクの市場独占あるいは支配にたいする考え方がよく理解できるだろう。政府は確かに政治的に特権的地位にあるが、貨幣発行に関するかぎり独占的供給者でもある。また、ハイエクが危惧したのは貨幣供給量の恣意的調整に伴われる利子率の攪乱であった。ハイエクは、『価格と生産』(Hayek [1931]) のなかで、市場にお

ける経済主体の期待形成の能力には限界があるため、現在の利子率の変化が投資行動の変化を引き起こし、結果として生産構造に影響を及ぼすことを指摘したのである (Hayek [1931])。

しかし、『価格と生産』に代表される彼の景気循環論をみれば分かるように、貨幣の過剰供給は銀行の信用創造によっても引き起こされる。この点はハイエクも理解していた。ハイエクは、初期的にはこれを経済発展に伴う不可避の現象としてみなしていたが (Hayek [1929])、これも規模が大きくなると問題が深刻になると考えていた⁵⁾。

晩年に書かれた『貨幣発行自由化論』 (Hayek [1978]) は、基本的にはユーロによる欧州通貨統合批判を念頭において書かれたものである。筆者は、以前、貨幣発行権を民間に委譲し、複数の通貨の市場競争のなかで価値の安定方法を模索するというこの提案がみた目ほど突拍子な提案ではないこと、しかしそれゆえハイエクが期待したほどの効果は期待できないことを指摘した (江頭 [1999])。なぜなら、貨幣発行を民間銀行に委託するということは、現行の信用創造に基づいた金融システムと大きく変わらず、預金口座のなかの電子データは各民間銀行券と同じ意味をもつからである。したがって、何らかの抑制メカニズムが存在しないと民間銀行による貨幣の過剰供給は避けられないことになる。ここでハイエクが期待したのが、各民間銀行券にたいする市場での評価である。貨幣を過剰に供給すると各民間銀行券の価値が低下するし、過小にしか供給されないと価値が上昇する。いずれにしても価値が安定していない銀行券は市場では敬遠されいずれ淘汰されていくだろう、というのがハイエクの予測であった。

つまり、ハイエクは、民間銀行に貨幣発行権を委譲したとしても、それぞれ銀行の都合によって貨幣が自由に発行できるわけではなく、逆に市場化することによって貨幣供給が実需を反映した量に抑制されることを期待したのである。逆説的であるが、ハイエクのアイデアでは抑制の手段として市場メカニズムが働くことになる。貨幣発行権を民間に委譲することによって市場からその行動が規制される点において、政府も発行権を得た民間銀行も変わりがない。

この方法が有効か否かはともかくとして、価格をコントロールできるような独占体の存在をハイエクが警戒していたということが理解できるだろう。

「民主社会における株式会社」(Hayek [1960a]) のなかでもハイエクが問題としたのは、このような影響力の強い経済主体が、個々の経済主体の利益の最大化以外の目的で行動することであった。同じ意味で、貨幣市場における独占体の存在は有害であり、また各銀行が自らが発行する通貨の価値の安定以外の行動をとれなくするために市場競争を利用しようとするハイエクの主張は、この意味で一貫している。

このように、ハイエクが、公的機関か民間企業かにかかわらず、価格にたいする強力な支配力をもった独占体の存在を忌避していたという点は理解しておく必要があるだろう。その解決には、場合によっては独占禁止法の利用を認め、また可能であれば市場メカニズムを利用するという方法がとられる。このように考えれば、ハイエクの経済思想に「自由放任」というレッテルを貼ることが誤りであることは理解できるだろう。ハイエクは、現代資本主義社会が完全なものであるとは考えていなかったし、特に資本と経営の分離から生まれる金融市場における弊害を看過してもいなかった。問題とすべきなのは、それにたいする態度であり、ハイエクはできるかぎり市場メカニズムのなかでそれを解決しようとし、いたずらに市場外部の力を借りなかったということである。ハイエクの自由市場とは、何でも自由にできるということだけでなく、すべてが市場の力すなわち不特定多数の市場の参加者によって規制されるような場を意味するのである。

3. 資本主義の問題点と政府干渉批判

経済領域に関するかぎり、ハイエクの議論は一貫していた。しかし、先述したような論文のなかで彼が取り扱った問題は、経済領域にありながら、他の領域とも接点をもつものであった。この場合、市場経済の社会を構成する他の要素にたいする影響を不可避のものとして受け入れなければならないと主張しているように見える。この特徴は、ヴェブレンやヒルファディングと

いった他の経済学者の主張と比較すると明らかである。ヴェブレンやヒルファディングによる資本主義批判の1つのポイントは、経済と政治、すなわち独占資本と政府の政策の結合にあった。ハイエクもまたこの危険性を熟知していた。この意味で、ハイエクは、彼とはまったく異なった主張を行う人々と同じく、商人の利己心と政府の規制が結びついて既得権益を生じさせ、経済発展を結果的に阻害するという点から保護主義を批判したアダム・スミスの後継者であるということが出来る。そして、彼らはこの結託が不可避のものであると考えたという点でも共通している。

ハイエクと資本主義の批判者たちとの決定的な違いは、後者が政府は、ある特定の企業の利益からは独立で中立的なポジションを取ることが出来る可能性を信じていたのにたいして、ハイエクはその可能性を否定し、企業と政府の結託を民主的過程が備える本質的な問題と捉えた点にある。ハイエクは、『隷属への道』(Hayek [1944])のなかで、戦間期にファシズムが台頭した理由として、人々が自らの成功の理由を忘れたままに、より大きくより安全な成功を望んだ結果、彼らは自らの権利と自由を政府に委譲してしまったと説明している。市場は何らかの問題を回避できないかもしれないが、情報収集・処理という点で市場に劣る政府が市場より優れた方法でその問題を解決できるということを保証するものは何もないのである。結論として、ハイエクは人々が政治権力に接近することを否定した。

ハイエクと、ヴェブレンのような経済学者の違いは、この問題の本質が、人々の中の社会主義的風潮や現代経済の根本原理に帰することができるかという点にあった。ヴェブレンが社会主義の支持者であったのにたいして、ハイエクにとって資本主義社会における最も深刻な問題はある種の「思い上がり」である社会主義的な風潮にある。この点は後に考察する。

ハイエクが、資本主義の問題点を市場システムの機能不全(欠陥ではない)に帰そうとしていたことは明らかである。逆にいえば、市場システムが健全に機能すれば、すべての問題は解決されるのである。

この発見から生じた「資本主義」システムは、疑いなく、完全に自由主

義の理想を満足するものではない。なぜなら、それは、実際に追求された政策にもかかわらず、立法者と政府が実際に市場の運用方法を理解しないころから発達してきたものだからである。結果として、現存するものとしての資本主義は、明らかに自由に関する賢明な政策が修正すべき治療可能な多くの欠陥をもっている。市場の自生的に秩序づける力に依拠したシステムはまた、ひとたびある一定の富のレベルに達してしまえば、市場の外で、深刻な欠乏にたいして何らかの安全を与える政府とけっして両立しないものではないのである (Hayek [1976], p.136)。

ここでは、ハイエクは、現代資本主義システムが実際には多くの問題を抱えていることを知っているにもかかわらず、包括的な解決は、政府の管理とコントロールではなく、自由市場システムの回復によってのみ達成されると主張する。この点でハイエクは市場経済における政府の役割が大きくないことを指摘していたとする一般的な解釈は大筋において間違っていない。

だが、これらの考え方をケインズと比較しながら考察するとさらなる問題が浮かび上がる⁶⁾。ケインズは、「合成の誤謬」の存在を指摘し、それゆえ政府の役割を協調した。加えて、彼は現代資本主義社会における企業の社会的役割を重要なものとみなしている。

しかし、これよりも興味深いことは、それらが、ある年齢と規模に達したとき、個人主義的な私的企業としての地位よりもむしろ公的な法人としての地位に近づいていく株式会社の傾向である。ここ数十年でもっとも興味深く気づかれていない発達は、大企業が社会化しているという傾向であった (Keynes [1926], p.289)。

重要な点は、ケインズがこの株式会社の変化が所有と経営の分離の結果であると考えていた点にある。ケインズが法人資本主義社会の特徴を把握していたことは、『一般理論』の第12章などにも典型的に表れているが、企業が大規模化する過程で社会的な役割を担うようになるという考え方は、マー

シャルなどにも共通する。

大きな企業体—特に、大鉄道会社や大公共財企業だけでなく、大銀行や大保険会社も含む—の成長の過程で、大きな利益をあげている場合、経営者の直接の私的な利益はまったく二次的なものとなってしまった結果として、資本の所有者すなわち株主が、完全に経営からほとんど完全に分離されるような点に到達する。この段階に到達した場合、企業体の一般的な安定性と評判は、株主の利益の最大化以上に経営者によって重視される。株主は、慣習的に十分な配当によって満足させられなければならない。しかし、ひとたびこれが確保されてしまえば、経営者の直接の利益は、大衆や関係した消費者からの批判を回避することとつねに一致する (Keynes [1926], p. 289)。

ケインズは、大規模企業や半独占企業は公衆の目にさらされ、世論の批判を受けやすいために、それを回避する傾向をもつと主張する。加えて、そのような大企業によって供給される財やサービスが、公共財としての特徴をもつようになることを期待していたという点には注目すべきだろう。この点でケインズは、ハイエクと同様、資本主義社会の問題を認識しており、それがある程度資本主義社会内部の力によって解決される可能性があることを認めていた。加えて、ケインズは資本主義自体の否定を意図していたわけではない。

しかしながら、よく知られているように、ケインズとハイエクの最も異なる点は、前者が、市場の問題を補完するための政府の役割を協調し、後者がその可能性を否定した点にある。そもそもケインズは、政府の政策は、企業の活動から独立ではないことを認識していたように思われる。彼はむしろ政府に産業の指導者としての役割を認めていた。

彼らの思考の違いは、政治的信条によるものだが、それぞれが採用した方法論の違いにも依存している。経済学の方法論は、経済学者が社会をみるときの枠組みを規定するものであり、採用する方法論によってみえる世界が規

定される。次節では、ケインズとの比較を続けながら、方法論に関する議論を行う。

4. ハイエクの個人主義における方法論的問題

『「依存効果」の無内容』等のいくつかの論文は、ハイエクが、方法論的個人主義を新古典派経済学とは異なる意味で用いていたことを示唆している。また、ハイエクは、個人の選好の形成に他者が影響することを指摘し、「模倣」がその過程で重要な行動であることを示した (Hayek [1962])。もしハイエクが選好のような経済主体のある種の認知枠組が社会的文脈のなかで形成されるということを認めていたとするならば、そこから描き出される人間像は、新古典派経済学が想定する「孤立した個人」とは大きく異なることになる。なぜなら個人の選好が他者のそれから独立でない場合、各経済主体の満足の最大化は必ずしも全体の利益の最大化を意味しないからである。

しかし、ハイエクが、多くの著作では方法論的個人主義に基礎をおいていることもまた事実である。例えば、「民主社会における株式会社」では、ハイエクは、企業の唯一の目的を自らの利益を最大化することとしている。ハイエクは、すべての主体が、労働者全体の利益であるとか社会厚生のためといった、自らの利益以外の目的のために行動することを嫌っていた。経済主体が他の目的を追求し始めると、それは非効率と恣意的な支配を生み出すと考えるという点で、ハイエクの議論は、限定合理性の仮定を加えた新古典派経済理論と大きな差はない。しかし、これは先にあげた人の行為原理が非独立性というハイエクの人間像とは両立しない。

一方、ケインズが「合成の誤謬」問題を指摘していたことはよく知られている。興味深いのは、ケインズはなぜ資本主義社会が政府の干渉を必要とするのかを説明した一文である。

世界は、私的利益と社会的利益が常に一致するように上から管理されているわけではない。またそれらが実際に一致するように下から管理され

ているわけでもない。啓蒙された自己利益がつねに公的利益に働きかけるとするのは経済額の原理からの正確な推論ではない。また、自己利益が啓蒙されているというのも正しくない。たいていの場合、彼ら自身の目的を促進するために個別に活動している諸個人は、それらを達成するという点においてすら無知で弱すぎるのである。経験は、諸個人が社会的単位を構成する場合、つねに彼らが別々にである場合よりも無明であるということを経験は示していない (Keynes [1926], p.288)。

ケインズは、ハイエクとは異なった意味であるが、一般の人々の能力の限界を知っていた。一般の人々が無知であるからこそ、政府の介入が必要なのである。

ハイエクもまた、予見能力の不完全性や不完全情報としてこれらの問題を認識していたことは確かだが、少なくとも彼は1960年代までは、自生的な社会的調和としての均衡概念を採用し続けており、このような個人の能力の不完全性に関わる問題は市場競争のなかで解消されるだろうと考えていた。ハイエクによれば、人が無知のままでも生きていけるようにしているのが市場メカニズムであり、市場を通せば人々はすべてを知る必要はないということなのである。その意味で、超越的な視点の存在を信じるケインズとは、考え方の方向性が異なるというべきだろう。

市場がハイエクが考えるほど理想的には機能しない、と批判することは、じつは的を射た批判ではない。なぜなら、現にさまざまな問題をかかえながらも市場社会は大きな崩壊の危機にさらされるわけでもなく存続しているからである。われわれは、市場を通じてさまざまな情報を手に入れるが、にもかかわらず無知のまま意思決定を繰り返す。もちろん、しばしばそれによる問題には直面するが、全体としては大きな不確実性に直面することなく日々の生活を送ることができる。現実社会における政府の役割を過小評価しないとしても、この安定の大部分が市場メカニズムの恩恵であることは間違いない。この意味で、ハイエクの主張が正しいことは否定できない。

他方で、人の知識が他者に依存することを認めた場合、そこから直ちにハ

ハイエクが忌避したような集権的な力が市場社会に生み出されることが明らかにされつつある (Egashira and Hashimoto [2000])。例えば、ある優れた個人投資家の行動が、他の多くの投資家たちによって模倣される場合、影響力のある個人投資家の行動は、大株主でない場合にでも、投資対象の企業の意味決定に大きな影響をもつことが考えられるだろう。1980年代以降、規制緩和の動きと平行して、情報公開と経済制度の国際的統一が進められてきたが、実際に高度情報化社会が実現して初めて明らかになったのは、一般の人々は大量化、複雑化した情報を収集、処理する時間も資金もないということであった。その結果、現在は格付け機関のように情報を単純化したり、公認会計士事務所のように形式化された情報の信憑性を保証したりする制度が整備されている。しかし、一方でこういった機関を巻き込んだ不正事件が後を絶たないのは、人々があまりにもそれらの機関によって整理された情報に依存しすぎているために、市場社会における情報処理の集権化が進み、その結果として人々の認識が画一化してしまっているからであると考えられる⁷⁾。

この点に、なぜハイエクが現代資本主義の問題点を理解しながら、最終的に資本主義に関する彼自身の議論を発展させなかったのかということの理由があるように思われる。ハイエクは、確かに政府の干渉にたいする批判を積極的に行ったが、独占企業体の規制にたいする発言は少ない。ハイエクの影響を受けた新オーストリア学派では、独占もまた市場での人々の支持を受けるための各企業の努力であり、またそれゆえ人々の支持が他に移れば独占は消滅すると考える (Kirzner [1973])。そして、彼もまた独占の解消に関して比較的楽観的な見解をもっていた⁸⁾ (Hayek [1979])。だが、金融の独占が安定的で強い影響力をもち、独占的な運営が行われた場合の弊害はハイエクが指摘したように深刻なものとなるのと同様に情報処理の独占も市場にたいして見過ごすことのできない影響を与える。

法人資本主義と自由市場の議論のあいだの接点は分業概念にある。市場経済の本質の1つはアダム・スミスの指摘した分業であるが、所有と経営の分離によって特徴づけられる法人システムの世界的な普及は、市場経済の発達

過程における転換点の1つであった。このシステムによって、企業が外部の不特定多数の人々から迅速かつ大量の資金を集めることによって金融制約から解き放たれた結果、経済は急速に成長することになった。

企業内部では、所有と経営の分離により、経営者と所有者の目的がはっきりと分けられることになった。経営者の目的は自らの報酬を最大化するため、株主への配当を可能な限り大きくすることにある。株主は企業の名目的な所有者であるが、彼らは自らの所得を最大化するためには特定の企業に固執する必要はない。なぜなら株主になるということは、投資市場における選択肢の1つにすぎないからだ。彼らは自らの経済計算に基づいて他の企業へ資金を移動することができる。これは、オーナー企業が経済計算以外に所有者の価値観や哲学といった感覚が、経営方針やいわゆる「社風」にたいして比較的強い影響力をもつのは対照的である。株式会社は、経済的目的のために組織される。ハイエクはこの点を完全に捉えていた。ハイエクが大口株主の議決権停止を訴えたのは、彼らが1つの企業の利益以外の目的で活動する可能性があることを知っていたからにほかならない⁹⁾。

しかし、現代法人資本主義は、新たな問題を生み出している。経営者は、企業の業績を伸ばすことによって株主への責任を果たし、それに成功すれば株主からの信用を維持することができる。21世紀初頭に立て続けに起こったENRONやWorld. Comの事件は、このシステムにたいして根本的な疑念を呈した(吉原 [2003])。これらの事件では、企業業績の悪化を隠蔽するため企業の実情を正確に表さないような会計上の操作がなされて株主に報告された。少なくとも表面的な業績が好調であれば、投資家はその企業に投資し、結果として株価は上昇することになり、企業の時価価値は増加する。これは明らかに経営者の役割と株主の利益に則った行為である。それが一時的に嘘であるとしても、その結果経営状態が改善されればその嘘は明るみになる可能性は少ない。しかし、ENRONやWorld. Comの場合はITバブルの崩壊や電力自由化の競争激化に耐えることができず、その経営状態は回復することがなかった。これら事件のもう1つの特徴は、これらの企業が大手会計事務所や証券会社を巻き込んだものであったという点にある。彼らは企業

活動を監視あるいは観察し、市場にたいして適切なアドバイスを送ることを期待されているにもかかわらず、その役割を果たさなかったのである。

ここでハイエク的なアプローチでこれらの問題を理解することができるか考えてみよう。ここには2つの本質的な論点があるように思われる。第1に、経営者は、株価を維持し、株主の利益を保持し、自分達の経営ミスが表面化させない「努力」の結果として不正な会計処理をしたということ。第2に、彼らの不正経理は、会計事務所や証券会社を巻き込んで行われたということ。現代市場において、企業の経営状態や資産選択に関する知識は複雑かつ膨大であり、一般の投資家の手にはあまる。その結果、人々はある種の「情報処理機関」に依存することになる。

株主、経営者、企業、その他の従業員の利益という視点に立つかぎり、経営者の採るべき戦略は、あらゆる手段を使っても経営破綻を防ぎ企業価値を高めるという目的に沿ったものでなければならない。しかし、その評価はきわめてアドホックなものである。もし経営者が企業防衛に成功すれば、彼らの試みは「企業家努力」として賞賛されることとなる。だが、そこに何らかの情報操作が為されている場合、価格（株価）メカニズムは攪乱される。株価の維持努力は既存の株主にとっては益となるが、潜在的な株主にとっては実情を反映しない株価は損失を生み出す危険性を孕む。言い換えれば、経営者は自らの職務に忠実であったにすぎないのだが、このような経営者の「努力」はハイエク的視点からは是認されるのだろうか。

もちろん、偽の情報を流布することは長期的には市場経済の健全性を損ない、全体として、投資の減少を引き起こす。しかしながら、ハイエクにしたがえば、個々の経営者はそのような問題を考える必要はないし、おそらく考える能力もないだろう。市場内部では利益をあげるという目的に忠実なものが評価されるからだ。市場全体の不健全化と個々の企業の成否は直接的な関係がない。この問題を指摘し、包括的な対処を行うためには、長期的な考え方や超越的視点が必要となる。特に、ENRONやWorld. Comの事件において、会計事務所や投資コンサルタントは、監視役としての働きが期待されていたにもかかわらず、彼ら自身が犯罪に加担することとなった。このこと

は、市場での活動のなかから自生的に生まれてくる抑制システムが、本質的にこのような問題を防ぐことができないことを示唆している。

さらに、すでにみたように現代社会の特徴である情報ネットワークの高度化は、社会において情報処理の集権化を引き起こす可能性がある。企業情報の開示の進展とインターネットや携帯電話の爆発的な普及の結果、人々が入手することのできる情報の量は増大した。経済学において、一般的に獲得可能な情報の増加と入手費用の低下は、投資の効率性を促進するとされる。しかし、情報システムの発達と投資システムの電子化は、未熟練な個人投資家の数を増加させた。彼らは複雑な情報を解釈するための十分な知識も時間ももっていない。彼らは、大なり小なり専門の情報処理機関や有名な投資家の行動に依存することになる。結果として、多数の投資家がいるにもかかわらず、実際には少数の意思決定主体の動向に市場は左右されることになる。この市場の状況は、ハイエクが考えていた情報の分散処理システムというよりむしろケインズの「美人投票」に似ているだろう。すでに引用した論文(Hayek [1962])などのなかで、ハイエクは、十分な知識をもたない人々が他者を判断の基準として模倣することは特別なことではないと主張している。現代社会において特殊な知識をもたない人々は、公認会計士や格づけ機関、証券会社や投資コンサルタントによる監視に依存する。この意味で、現代資本主義社会は、集権的情報処理社会であるといえる。

ひとたび、この構造が確立されてしまえば、経営者としては、不特定多数の一般投資家に語りかけるよりも特定の中心的情報処理会社に直接働きかけるほうが効率的な場合がある。未熟練な投資家が大量で複雑な情報を受け取った場合、彼らは多様で予期し得ない解釈をする可能性があるが、専門の情報処理機関に適切な情報を与えたり、場合によってはそれらの機関と結託してしまった方が、市場における自社の評価を効率的に改善できるからだ。金融市場の自己実現的性格を考慮に入れれば、都合のよい情報だけ選んで流せば、実際に企業の財政状況が改善できると考えることは必ずしも誤りではない。つまり情報処理の独占は、不正経理の原因となる企業と監視機関のあいだの結託を促す場合がありうる。

ハイエクは厳密な独占をのぞいて市場競争の結果としての寡占は是認する。他方で、ハイエクは、市場における価格のコントロールはその情報の伝達機能を損なうものとして否定する。ハイエクにしたがえば、企業は財やサービスの価格を一時的には自由に決めることができるが、長期的にみればそれを市場競争のなかで維持できるとはかぎらない。しかしながら、実際の経営状況や潜在力は、その特殊な性格ゆえに市場での評価に直接結びつくわけではない。実際の市場では、人々の模倣行為が、企業と情報処理機関の間の結託を引き起こす原因となり、結果として市場の情報伝達機能を損なう危険性を孕む。

しかし、ハイエクは、そのような状況においてさえ、各経済主体の相互作用や市場の淘汰の結果として自生的なルールが生まれると考える。加えて、たとえ金融市場が特殊な特徴をもっているとしても、それだけで市場を規制する理由にはならないと主張する。もし自由主義的観点からみるなら、ここで問題とされているケースは企業努力の1種であり、市場状況への積極的な適応の結果である。ハイエクの考え方にしたがえば、株主のみが経営者の不正行為を非難する権利をもつが、それは経営者が虚偽の報告をしたときではなく、経営者が結局企業業績を回復できなかったときにのみその権利が行使されるべきである。つまり、この立場からは、このような企業の「不正な」行動自体が、利益以外の視点から問題であると主張できる人間はいないことになる。

われわれがこのような状態を「好ましくない」ものとしてみなしうるのは、われわれが虚偽の情報が流布されているような状況が長期的には経済発展の足枷となると予測する超越的な視点に立つときだけである。言い換えれば、経済全体の長期的な発展を考えるような議論は、個人主義的な視点からは生まれえないことになる。

すでに考察したように、ハイエクは法人資本主義のいくつかの重要な問題点に気がついていて、大口株主の議決権の停止など必要な処置を施すことには反対していない。このような提案はけっして個人主義的な視点からは生まれえない。しかし、個人主義への固執は、彼をして法人資本主義のより深い

分析には至らしめていない。ハイエクの死後、さらに加速する高度情報化社会は経済的状況を大きく変化させている。ハイエクは、市場の知的分業システムを利用する方が、集権的な情報処理機関よりも効率的に個々人の経済活動に寄与することを指摘した。だが、皮肉なことに情報処理は、民間企業のレベルで集権化し、その影響力はいまや国家よりも強い場合すらある。

経済学においてはハイエクが最初に提出した社会における知識の利用や情報処理の問題は、高度情報化社会の中心的な問題でもある。ハイエクの視点を用いれば十分現代資本主義社会を分析することはできることは明らかだが、ハイエク自身がそれを行うことはなかった。

5. む す び

本章では、ハイエクがなぜ資本主義理論に多くの労を割かなかったのかということの理由を彼の方法論に求めた。ハイエクは資本主義の問題を考察するための多くの便利な概念を提出したが、彼自身が資本主義の分析のためにそれらを用いることはなかった。

しかし、少ないながらもハイエク自身が法人資本主義の分析を行っているところでは、規制を含めたさまざまな解決方法を模索している。その主張のなかから通常貼られたレッテルとは異なったハイエクの姿が現れるだろう。ハイエクは、貨幣にしる、一般の財・サービスにしる独占だけは嫌ったし、それを予防する範囲でのみ規制を認めている。

しかし、ハイエク自身は法人資本主義の分析自体を進めることはなかった。ハイエクが生きた時代はそれほど昔のことではないにもかかわらず、ハイエク以後の先進国における情報化の進展は極端に速い。日本にかぎってみてもハイエクが亡くなった1992年と比べると通信回線速度は家庭向けですら100倍になっているし、携帯電話の普及率は30倍になっている。関連産業の成長やIT産業で成功した企業の金融をはじめとした他産業への進出の事例は枚挙に暇がない。月並みな言葉を使えば、ハイエクもまた本格的な情報化社会以前の人であったのである。

ハイエクの知識や情報に関する概念、実践的な知識の伝達過程にみられる模倣は、高度情報化社会を迎えた現代資本主義を分析するためには非常に役に立つことは明らかである。これらの概念を用いて捉えるべき現代資本主義の問題点はむしろ増えつつあるといえるだろう。しかし、ハイエク的なアプローチをする場合、最初に犠牲になるのは方法論的個人主義だろう。人の本性を認知心理学の視点から分析したハイエクであったが、そこから得られた結論は、人の認識の非独立性であった。そして、これが情報化社会の分析のキーワードになる以上、少なくともこれまでの方法論的個人主義は再考を求められることになるだろう。

注

- 1) これまでのハイエク研究もまた資本主義論という観点からはほとんど行われてこなかった。わずかに Jossa [1995] が、分配的正義の観点からハイエクの市場社会主義批判を論じた論文のなかでこの問題を取り扱っている。
- 2) 現代の環境会計の考え方にみられるように、企業の社会的責任感が長期的に企業評価を高め利益に結びつくといったケースにはハイエクは言及していない。おそらく、環境対策費用が適切な利潤計算のもとで計上され実施されるのであればハイエクは否定しないと思われる。しかし、環境株主が過剰に企業に社会貢献を求めたり、環境株主自身が利益計算を度外視して行動したりすることには、ハイエクは反対すると思われる。
- 3) ハイエクの独占禁止法にたいする態度は、『自由の条件』(Hayek [1960]) に最も明確に表されている。ハイエクは、政府の裁量的権力が、「よい」独占と「悪い」独占を分けることを、そして「よい」独占を助長することを危惧しながらも、次のようにいう。

われわれが望み得るのは、競争の可能性が再び現れるときには、それをだれもが妨げられずに利用できるということだけである。独占が市場への参入にたいする人為的な障害による場合には、それを排除するのが当然である。また、一般的規則の適用によって可能なかぎり価格差別を禁止することにも強い理由がある (Hayek [1960b], pp. 265-266)。

- 4) ハイエクとガルブレイスの主張の相似性は、両者が民間企業の革新性をその主要な長所として捉えている点にもみられる (Nelson [1981]).
- 5) 例えば、『価格と生産』のなかでは、貨幣市場における貨幣需要はもっぱら生産財市場の事情を反映したものであり、生産期間の短い消費財需要に基づいた貨幣需要は、比較的利子率の変化の影響を受けにくいことが前提とされている。つまり、ハイエク理論では、貨幣供給の増加は、最終消費需要を反映しないという意味で、「過剰供給」になる可能性がある。
- 6) ベッキ (Vecchi [2006]) は、ハイエクは生涯を通じてケインズと『一般理論』を批判し続けたが、利子論に関しては『資本の純粹理論』 (Hayek [1941]) においていささか対立色が弱まっていることを指摘している。
- 7) コールドウェル (Caldwell [2004]) は、Epstein and Axtell [1996] の *sugarscape* といわれるシミュレーション実験を、ハイエク的な自律分散情報処理システムと自生的秩序の観点から考察している。だが、エージェントベース・シミュレーションモデルはエージェントの作り込み方によって、自律分散型にも中央集権型にも、あるいは自律分散型から中央集権型への移行やその逆も自由に表すことができるということには注意が必要である。*sugarscape* モデルにしても、エージェントの判断にエラーや強い合理性の仮定を導入すれば結果は大きく変わることになる。
- 8) ハイエクは、独占企業が他にとって代られる可能性があるかぎり、それを政府が排除することを認めないが、他方で独占企業がとって代られるさいの障害を取りのぞく方法を提案している。それは、「取引を制限するような契約を例外なしに無効であり、法的に強制できないものであると宣言」 (Hayek [1979], p. 86) することである。しかし、こういうハイエクの態度は、シェアムール (Shearmur [1996]) が指摘するように、彼自身が認めないであろう方向に議論が拡張される可能性を含んでいる。
- 9) 本文の流れとはいささか異なるが、CO₂排出権に関する京都メカニズムや環境会計といった外部経済の内部化に関するハイエクの見解は、あまり明確ではない。ただし、西山千明との対談のなかで、外部効果の解決法として、コースの研究を紹介しながら、公共財への財産権の設定をあげている (Hayek [1977])。したがって、ハイエク的な立場からは、京都メカニズム的な内部化の努力は認められると考えられる。

参考文献

- Caldwell, B. [2004], *Hayek's Challenge*, University of Chicago Press.
- Egashira, S. and Hashimoto, T. [2000], "The Formation of Norm on the Assumption of 'Fundamentally' Imperfect Information", *Nonlinear Dynamics, Psychology, and Life Science*, 6-2 : pp. 173-183.
- Epstein, J. and Axtell, R. [1996], *Growing Artificial Societies : Social Science from the Bottom Up*, Brooking Institution Press.
- Galbraith, J. K. [1958], *The Affluent Society*, The New American Library (鈴木哲太郎訳 [1980], 『ゆたかな社会』 ティビーエス・ブリタニカ).
- Hayek, F. A. [1924], "Das Stabilisierungsproblem in Goldwährungsändern", *Zeitschrift für Volkswirtschaft und Sozialpolitik*, N. S. 4 : SS. 1-14.
- Hayek, F. A. [1929], *Geldtheorie und Konjunkturtheorie*, Holder-Pichler-Tempsky (谷口洋志他訳 [1988], 『貨幣理論と景気循環』 春秋社).
- Hayek, F. A. [1931], *Prices and Production*, University of Chicago Press (谷口洋志他訳 [1988], 『価格と生産』 春秋社).
- Hayek, F. A. [1941], *The Pure Theory of Capital*, University of Chicago Press.
- Hayek, F. A. [1944], *The Road to Serfdom*, University of Chicago Press (西山千明訳 [1992], 『隷属への道』 春秋社).
- Hayek, F. A. [1960a], "The Corporation in a Democratic Society", in *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, University of Chicago Press, 1967.
- Hayek, F. A. [1960b], *The Constitution of Liberty*, University of Chicago Press (気賀健三・古賀勝次郎訳 [1986-1987], 『自由の条件』 (I), (II), (III), 春秋社).
- Hayek, F. A. [1961], "The Non Sequitur of the 'Dependence Effect' " (in *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, University of Chicago Press, 1967).
- Hayek, F. A. [1962], "Rules, Perception and Intelligibility" (in *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, University of Chicago Press, 1967).
- Hayek, F. A. [1973], *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 2, University of Chicago Press (矢島鈞次・水吉俊彦訳 [1984], 『法と立法と自由』 春秋社).

- Hayek, F. A. [1976], *Denationalization of Money*, University of Chicago Press
 (川口慎二訳 [1983], 『貨幣発行自由化論』東洋経済新報社).
- Hayek, F. A. [1977], 『新自由主義とは何か－あすを語る』(西山千明編) 東京新聞
 出版局.
- Hayek, F. A. [1979], *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 3., University of Chicago
 Press (渡辺茂訳 [1988], 『法と立法と自由』(Ⅲ), 春秋社).
- Hayek, F. A. [1986], “Market Standard for Money” (in *Economic Freedom*, Basil
 Blackwell, 1991).
- Jossa, B. [1995], “Hayek and Market Socialism” (in Colonna, M., Hagemann, H.
 and Hamouda, O. eds., *Capitalism, Socialism and Knowledge*, Edward El-
 gar).
- Keynes, J. M. [1926], *The End of Laissez-Faire*, Hogarth Press (山田文雄訳
 [1953], 『自由放任の終焉』社会思想研究会出版部).
- Kirzner, I. [1973], *Competition and Entrepreneurship*, University of Chicago
 Press (江田三喜男他訳 [1985], 『競争と企業家精神－ベンチャーの経済理
 論』千倉書房).
- Nelson, R. [1981], “Assessing Private Enterprise: An Exegesis of Tangle Doc-
 trine”, *Bell Journal of Economics*, 12, Spring : pp. 93-111.
- Shearmur, J. [1996], *Hayek and After*, Routledge.
- Veblen, T. [1894], “The Economic Theory of Women’s Dress”, *Popular Science
 Monthly*, XLVI : pp. 198-205.
- Vecchi, N. [2006], “Hayek and the *General Theory*”, *European Journal of the
 History of Economic Thought*, 13-2 : pp. 233-258.
- 江頭進 [1999], 『F.A. ハイエクの研究』日本評論社.
- 奥村宏 [1998], 『無責任資本主義』東洋経済新報社.
- 吉原英樹 [2003], 「エンロンのもう一つの衝撃－市場原理・金融技術・e ビジネ
 ス」, 『アメリカ不正会計とその分析』神戸大学経済経営研究所.